

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 田中 利明

市町村名 (市町村コード)	佐伯市 (442054)
地域名 (地域内農業集落名)	本匠地区 (風戸、笠掛、三股、宇津々、波寄、小川、小半、井ノ上、松内、原、羽木川、日平、宇曾河内、江平、堂ノ間、板屋、虫月、上津川、井ノ内、小鶴、松葉、腰越、登尾、新開、元山部、檜峰)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は中山間地域に該当し、人口減少率及び高齢化率は高く、後継者不足である。
- ・法人、認定農業、個人農家等により、水稻・麦・野菜・茶などの作物栽培をしている。
- ・茶(因尾茶)の産地を守り、良質な品質を維持できるように取組みを行っている。
- ・まとまった圃場においては、今後も地域内の農業を担う者を中心に耕作予定であるが、地区の端々に点在する小区画農地で条件不利農地においては、受け手が少ない。
- ・笠掛地域、小川地域の休耕田地に農業を担う者による栗の植栽予定がある。
- ・有害鳥獣による農作物の被害が年々拡大している。
- ・10年後の目標地図において、風戸地域、小半地域では農業を担う者による作付け予定がない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつ、麦、果樹等地域の生産に取り組み、法人を中心に農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
- ・法人を中心に農業を担う者への集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地利用は、地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者)への農地の集積・集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用を基本として集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
中山間地域等直接支払制度を活用し、計画的な水路や農道などの施設の補修や更新に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
保全組織、自治会、法人等と協力し地域の農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現段階では活用を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策として防止柵の設置や捕獲を検討する。
 ⑤農地の高収益化を目標に、果樹栽培の取組を行う。
 ⑦⑧保全組織を中心に農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。
 ⑨飼料や牧草栽培と畜産、堆肥活用が連携する耕畜連携の取組を行う。